

第2種初任給調整手当に関する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第17号

第2種初任給調整手当に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号。以下「給与条例」という。）の規定に基づき、第2種初任給調整手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特定額に関して人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員及び額)

第2条 給与条例第19条の3第1項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、当該職員の特定額（同項に規定する「特定額」をいう。以下同じ。）の算定の基礎となる額として人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 給与条例第8条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。） 当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、給与条例第6条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額
- (2) 給与条例附則第5項の適用を受ける職員 当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、給与条例第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに給与条例第7条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）

(基準額)

第3条 給与条例第19条の3第1項の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額は、1,036円とする。

(支給期間の終期)

第4条 給与条例第19条の3第1項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日は、特定額が基準額（同項に規定する「基準額」をいう。）

以下同じ。)以上となった日の前日とする。

(支給額)

第5条 給与条例第19条の3第2項の規定による第2種初任給調整手当の月額、基準額と特定額との差額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第8号)第3条第1項に規定する勤務時間に52を乗じて得た数を乗じ、その額を12で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額)(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。)にあっては当該額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、定年前再任用短時間勤務職員にあっては当該額に同条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(権衡職員の範囲等)

第6条 給与条例第19条の3第3項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員は、当該職員を新たに採用された職員とみなして同条第1項の規定を適用するとしたならば同項に規定する特定額として算定されることとなる額(以下この条において「権衡職員特定額」という。)が基準額を下回る職員とする。

2 前項に規定する職員の第2種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する職員となった日から権衡職員特定額が基準額以上となった日の前日までとする。

3 前条の規定は、第1項に規定する職員の第2種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同条中「特定額」とあるのは、「権衡職員特定額」と読み替えるものとする。

(支給方法)

第7条 第2種初任給調整手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会が人事委員会に協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年香川県条例第33号。次項において「令和4年改正条例」という。）附則第2項第2号に規定する暫定再任用職員は、定年前提任用短時間勤務職員とみなして、第2条の規定を適用する。
- 3 令和4年改正条例附則第2項第3号に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前提任用短時間勤務職員とみなして、第5条（第6条第3項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。